



相談無料

働き方改革に関する 相談窓口のご案内



2019年4月から働き方改革関連法が順次施行され、新しい仕組みやルールが設けられるようになりました。2021年度からは、中小企業でも正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差は禁止となりました。

そこで、今治商工会議所では、2021年度も中小企業・小規模事業者さまからの相談に対応するべく、「働き方改革に関する相談窓口」を設置しました。お気軽にご相談ください！

たとえば、このような労務課題やお悩みにお答えいたします！

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規雇用の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 助成金を活用したいが、利用できる助成金分からない
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えて欲しい
- 労務管理野改善のため「就業規則」を見直したい
- ハラスメント防止対策を進めたい

人手不足？
残業削減？

生産性向上？
処遇改善？



◆相談日時／令和3年 7月9日、8月20日、9月10日
10月8日、11月12日

いずれも金曜日 13：30～15：30

◆場 所 ／ 今治商工会議所

【申込方法】相談を希望される方は、下記申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたはTELにてお申込みください（TEL 0898-23-3939 FAX 0898-31-6667）

《相談体制》以下、社会保険労務士がご相談に応じます。



渡邊 聡

今治商工会議所 宛 「働き方改革に関する相談窓口」申込書

事業所名		住所	
フリガナ		電話番号	—
ご担当者名		FAX	—
希望時間	:	希望日	令和 年 月 日

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、当相談窓口以外には使用いたしません。

お問い合わせ先

愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 松山市大手町2丁目5-7 別館1階
TEL 0120-005-262 FAX 089-913-5502